

広島市告示（安芸区）第46号

令和7年4月9日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、
安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の
規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部中野出張所	主任	楠木 加予
（畑賀連絡所）	主事	因 由美
	主事	一ノ宮 紗紀

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料（連絡
所の所管事務に係るものに限る）の収納

3 委任年月日

令和7年4月1日

4 委任期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで